



「オリーブオイル関西 2019」 出展契約書

一般財団法人大阪国際経済振興センター（以下、「甲」という。）、出展申込者（以下、「乙」という。）は、平成31年(2019年)5月14日(火)から5月16日(木)までインテックス大阪(大阪市住之江区南港北1-5-102)にて開催するオリーブオイル関西2019(以下、「本見本市」という。)出展にあたり、本出展契約条項を遵守し、契約を締結する。

■ 出展申込期限

第1条 乙は平成31年(2019年)3月15日(金)までに甲に対して所定の出展申込書(本見本市の公式ウェブサイト上の所定の出展申込フォームを含む。以下同じ。)を提出(上記ウェブサイトを通じた送信を含む。以下同じ。))し、甲がこれを受領した時をもって本出展契約条項に基づく出展申込および契約申込が行われたものとする。

この場合、通常申込料金を適用するものとする。

2. 乙が平成30年(2018年)9月28日(金)までに所定の出展申込書を提出し、甲がこれを受領した場合は、甲は乙に対し出展料の早期申込料金を適用する。但し、乙が第2条5項に定める期日までに所定の出展料金を完納しない場合は、早期申込料金は適用されず、通常申込料金を適用するものとする。

3. 乙が、本見本市以前(本見本市を含まない。)に、甲の主催する「オリーブオイル関西」に出展したことがない者である場合であって、平成31年(2019年)3月15日(金)までに所定の出展申込書を提出し、甲がこれを受領した場合は、出展料の初回出展申込料金を適用するものとする。但し、初回出展申込料金を適用希望者のうち、甲による所定の出展申込書の受領の早い者から10者に限る。

4. 甲は、第4条に定める出展規模分の申込を承諾した旨、第8条に定める共同出展を承諾する場合はその旨及び第9条に定める出展者プレゼンテーションを承諾する場合はその旨を出展申込承諾書にて乙にE-mailにて通知する。

■ 出展料金

第2条 通常申込料金・早期申込料金・初回出展申込料金のブースタイプ及びブースタイプごとの各料金単価は、出展申込書に定型で印字記載されているとおりとする。

2. 前項の各料金に含まれるもの及び含まれないものについては、出展要項に記載のとおりとする。

3. ブースタイプごとの出展者プレゼンテーション料は、出展申込書に定型で印字記載されているとおりとする。

4. 甲は、第4条に定める出展規模、第8条に定める共同出展の諾否及び、第9条に定める出展者プレゼンテーションの諾否に基づき出展料金等を乙に対しE-mailにて請求する。

5. 乙は甲が請求する出展料金を、請求書に記載する期日又は次条2項に記載する期日のいずれか早い期日までに所定の振込先に支払わなければならない。

■ 出展料金支払

第3条 前条4項の甲の請求に基づき、乙は下記に記載の振込先に前条5項の期日までに支払わなければならない。

振込銀行： 池田泉州銀行／本店営業部
 預金種目： 普通預金
 口座番号： 35152
 口座名義： 一般財団法人大阪国際経済振興センター
 銀行住所： 〒530-0013 大阪市北区茶屋町18-14

2. 最終支払締切日は以下の通りとする。

①早期申込料金支払期日：平成30年(2018年)10月31日(金)

②通常申込料金支払期日：平成31年(2019年)3月29日(金)

③初回出展申込料金支払期日：平成31年(2019年)3月29日(金)

3. 支払方法：日本円にて銀行振込(振込手数料は乙負担とする)

■ 出展規模および出展場所

第4条 出展規模は、乙が所定の出展申込書に記載する希望小間数に基づいて甲が調整し、出展申込承諾書にて乙にE-mailにて通知する規模とする。また、出展場所については甲が行う小間割当によって決定する。小間割当決定後、甲は乙に対して出展場所を通知する。この出展規模および出展場所について、乙は甲に対して異議・変更の申し出を行うことは出来ない。(以下、この出展規模と出展場所とを「出展スペース」という。)

■ 契約の成立および出展スペースの使用権

第5条 甲が第1条4項に定める承諾した旨を出展申込承諾書にて乙にE-mailにて通知した時をもって契約成立とし、甲が第2条5項に定める期日までに乙からの出展料金の完納を確認できた時をもって、乙は出展者として出展スペースの使用権を取得する。なお、出展料金を入金後に乙が出展申込取消を書面にて行い甲がこれを承認した場合、または乙が第2条5項の期日までに出展料金を入金しない場合、或いは、甲の請求書の内容に合致しない場合は、出展契約は何らの意思表示なく当然に解除となり、乙は出展スペースの使用権を取得しなかったものとする。また、この場合理由のいかんにかかわらず、甲は乙に対して既納の料金を返金しない。

■ 出展スペースの使用期間

第6条 乙の出展スペース使用期間は、平成31年(2019年)5月14日(火)から5月16日(木)の会期中および会期前後の期間のうち、甲が別途乙に対して通知する搬入開始日時から搬出終了日時までの期間とする。なお、期間満了前であっても乙が第19条に定める原状回復をしたものと甲がみなした場合、乙はその使用権を失う。

■ 出展スペースの譲渡等の禁止

第7条 乙は出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に対して担保に供し、譲渡し、貸与し、もしくは使用させ、または出展者相互間で交換することはできない。ただし、事前に甲に書面で届け出てその承諾を得た場合は、共同出展者または内部出展者に対して出展スペースの一部を使用させることができる。

■ 共同出展者

第8条 乙(初回出展申込料金が適用される者を除く。)が甲に対して提出する所定の出展申込書に共同出展者を記入し、甲が承諾した場合は、乙は出展スペースを当該共同出展者(最大2者まで)と共同で使用し、または一部を当該共同出展者に使用させることができる。但し、乙は、自らも出展スペースを使用することとし、出展スペースの全てを当該共同出展者に単独で使用させることはできない。
 2. 前項本文の場合において、共同出展者の行為は乙の行為とみなし、乙は共同出展者の行為について一切の責任を負うものとする。

■ プレゼンテーション

第9条 乙(初回出展申込料金が適用される者を除く。)が甲に対して提出する所定の出展申込書にプレゼンテーションの希望を記入し、甲が承諾した場合は、甲による所定の出展申込書の受領の早い者から4者に限り、本見本市において45分間のプレゼンテーションを行うことができる。但し、乙は、予めプレゼンテーションの内容について甲の承認を得るものとし、プレゼンテーションの場所・方法等については甲の指示に従うものとする。

■ 出展契約の解除・変更

第10条 乙は出展契約を解除・変更することはできない。ただし甲に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。乙が契約を解除する場合、甲は乙に既納の出展料金およびその他各種料金を返還しない。また、契約変更により既納の料金の減額が生じた場合においても、甲は乙に減額分を返還しない。

2. 乙がつぎの各号のいずれかに該当する場合、甲は何等の催告なく出展契約を解除・変更することができる。この場合、甲は乙に既納の料金を返還しない。また、これにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。
 - (1) 本見本市の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
 - (2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められる場合
 - (3) 他の出展者に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
 - (4) 会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係 企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等（総称して「反社会的勢力」という。）と判明した場合や本展示会にふさわしくないと甲が判断した場合
 - (6) 出展申込書に虚偽の記載をしていた場合
 - (7) 出展申込書の記載事項に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
 - (8) 本出展契約条項、および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程に反した場合、または甲の指示に従わない場合
 - (9) 共同出展者または内部出展者が前八号のいずれかに該当する場合
 - (10) その他本見本市の管理、運営上支障があるものと認められる場合
3. 会期中、出展契約が解除された場合、乙は一切の出展行為を即時中止し、甲の指示に従い直ちに第19条に定める原状回復をしなければならない。

■ 損害賠償

第11条 前条2項各号の該当及び前条2項による解除によって甲に損害が生じた場合、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。

■ 見本市開催の変更および中止

- 第12条 天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって、甲は会期を変更または開催を中止することがある。
 2. 前項により会期を変更する場合、甲は何らの通知なく出展契約を変更することができる。乙はこの変更を理由として出展契約を解除・変更することはできない。なお、甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。
 3. 第1項により開催を中止する場合、甲は何らの催告なく出展契約を解除することができる。甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■ 主催者の管理と免責

- 第13条 会期および搬入出期間中、甲は出展物をはじめとする会場全般の管理および保安について最善の注意を払い、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。なお、この実施に当り、乙に対し搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求めることができる。この場合、乙は必要な措置を即時取らなければならない。
 2. 乙が前項の措置を即時取らない場合、甲は自らの判断により必要な措置をとることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。なお、甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。
 3. 甲は、天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって乙（共同出展者および内部出展者を含む。）の出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等についての責任を一切負わない。

■ 出展者の管理

第14条 会期および搬入出（輸出入を含む）期間中、乙は自らの責任と費用で出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に

際し、本出展契約条項および甲が別途定める「出展要項」、「出展者マニュアル」その他の規程に基づき、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。

2. 乙は自らまたはその代理人の不注意、故意、過失等によって甲または第三者に生じる損害等についての責任を一切負わなければならない。
3. 共同出展者および内部出展者については、前二項を準用する。
4. 乙は、前項によって準用される本条第1項または第2項の規定による共同出展者および内部出展者の責任について、共同出展者および内部出展者と連帯してその責任を負わなければならない。

■ 出展物

第15条 乙は、甲が別途定める出展案内中の「出展要項」にある出展物を出展対象として指定し、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。

2. 乙が前項に違反する物を出展した場合、甲は乙に対し即時撤去を求めることができる。この場合、乙は当該出展物を即時撤去しなければならない。
3. 乙が前項の即時撤去を行わない場合、甲は自らの判断により当該出展物の撤去の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙（共同出展者および内部出展者を含む。）は甲に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできない。また、甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■ 設備使用等に伴う支払義務

第16条 乙は甲が提供する設備またはサービス（以下、これらを「附帯設備等」という。）を必要とする場合、甲が別途定める「出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。

2. 共同出展者または内部出展者が附帯設備等を必要とする場合、乙がこれに関する一切の手続きと支払いを行わなければならない。

■ 装飾施工

第17条 装飾施工は、乙が自らの責任と費用において出展スペース内で行わなければならない。

2. 乙は、装飾施工については甲が別途定める「出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。
3. 乙が前項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を求めることができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。
4. 乙が前項の即時改修を行わない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■ 立ち入り点検

第18条 甲またはその代理人は会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。ただし、緊急等により甲があらかじめ乙に通知することができない場合、事後の報告をもって足りることとする。

2. 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

■ 原状回復

第19条 出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展スペースを原状に回復して甲に返還（以下、これらを「原状回復」という。）しなければならない。

2. 使用期間中に第10条または第12条により出展契約が解除された場合、乙は直ちに前項の原状回復をしなければならない。
3. 乙が前二項の原状回復をしなかった場合、甲は出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙（共同出展者および内部出展者を含む。）は甲に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできない。

4. 乙（共同出展者および内部出展者を含む。）は、出展スペースの原状回復にあたって、甲に対して出展物・装飾物その他の物件の買取り、移転料その他の請求は一切できない。

■ 禁止事項

第20条 乙は次の行為をすることはできない。

- (1) 出展物を即売すること。（出展物に関連する書籍類他甲が認めるものは除く。）
- (2) 会場の建物および敷地内において、出展スペース以外で出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
- (3) 他の出展者や来場者ならびに甲に迷惑となる行為を行うこと。
- (4) 出展スペースを含む会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼす様な行為を行うこと。
- (5) 出展契約上の権利を第三者に対して譲渡または担保に供すること。
- (6) 本出展契約条項、および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程において禁止された行為を行うこと。

■ 規程の遵守

第21条 乙は本出展契約条項、および甲が別途定める「出展要項」、「出展者マニュアル」その他の規程等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

■ 補償

第22条 乙が、他社展示ブース、甲の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は乙の責任とする。甲は一切責任を負わない。

■ その他

- 第23条 本出展契約条項は日本語を正文とする。本出展契約条項の日本語版と翻訳版とに齟齬がある場合、日本語版を正とする。
2. 本出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「出展者マニュアル」等の規程によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。
 3. 本出展契約の準拠法は日本法とする。

■ 管轄裁判所

第24条 甲および乙が本出展契約から生ずる全ての紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。この場合、規程の解釈に当たってはすべて日本語の規程および日本の法規に従うものとする。